

税務キャッチ・アップ

資産税関係

「持分あり社団医療法人」から「持分なし社団医療法人」への移行促進策

1はじめに

「持分あり社団医療法人」は、平成19年の医療法の改正以降、「経過措置医療法人」として、「持分なし社団医療法人」への自主的な移行を期待しつつ、当分の間、存続することとなってい。ここで、「持分あり社団医療法人」とは、出資者たる社員が、その出資に対する持分権（社員の退社に伴う持分払戻請求権や残余財産分配請求権をいう。以下同じ。）を有している医療法人で、その持分権は売買・相続・贈与等の対象となっている。一方で、「持分なし社団医療法人」とは、出資者たる社員であっても、その出資に対する持分権を有しない医療法人のことである。

そのため、「持分あり社団医療法人」の出資者に相続等があった場合又は残存出資者に対するみなし贈与課税が生じたような場合には、出資者相続人や残存出資者による出資持分の払戻しが行われ、その持分の払出しを行った「持分あり社団医療法人」では、多額の運営資金が流出することにより、医業の継続が困難となる恐れがある。

2 平成26年度税制改正における移行促進策

そこで、「持分あり社団医療法人」から「持分なし社団医療法人」への移行を促進するため、平成26年の医療法改正による「移行計画の認定制度」、平成26年度税制改正による「認定医

療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税・相続税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）が創設された（旧措法70の7の5～70の7の9）。

この納税猶予制度は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの間に、厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた「持分あり社団医療法人」（以下「認定医療法人」という。）の持分について、一部の出資者の持分放棄により経済的利益の移転を受けた他の残存出資者又は相続等によりその持分を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合には、その贈与税又は相続税の納税を猶予し、移行計画に記載された移行期限までに、当該残存出資者又は当該相続人がその持分を放棄した場合には、納税を猶予していた贈与税又は相続税を免除等するものである。

しかし、出資者からの持分放棄を受けた認定医療法人では、一定の非課税要件（相令33、相個9）を満たしていない限り、当該認定医療法人を個人とみなして、その放棄に係る経済的利益に対し、贈与税が課されてしまう（相法66④）。

3 平成29年度税制改正におけるさらなる移行促進策

そこで、平成29年度税制改正では、「移行計画の認定要件」の見直しを含めた平成29年の医療法改正を前提として、改正医療法施行日から平成32年9月30

日までの間に、厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた認定医療法人（以下「新認定医療法人」という。）について、出資者がその持分の全部又は一部を放棄（「持分なし社団医療法人」への移行の基因となるものに限る。）した場合であっても、新認定医療法人が受けた経済的利益については、原則として、贈与税を課さないこととした（措法70の7の10①）。

ただし、新認定医療法人が「持分なし社団医療法人」に移行した日から6年を経過する日までの間に、「移行計画の認定要件」に該当しないこととなった場合には、当該新認定医療法人を個人とみなして、非課税とされていた経済的利益について、贈与税を課すこととした（措法70の7の10②、措令40の8の9）。

また、前述の納税猶予制度についても、平成32年9月30日まで延長することとした（措法70の7の5～70の7の9）。

4 おわりに

地域住民に対する良質かつ適切な医療の継続的・安定的な提供のためにも、より多くの「持分あり社団医療法人」が、円滑に「持分なし社団医療法人」へ移行できるよう、平成29年の医療法改正による「移行計画の認定要件」の大幅な緩和を願いたい。

（右山研究グループ
税理士 中田 博）